

Title	会社の国籍 (二・完) : アメリカの国際投資を中心として
Sub Title	The nationality of corporations : with special reference to U.S. International Investment (2. Ende)
Author	桜井, 雅夫(Sakurai, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.4 (1988. 4) ,p.63- 89
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880428-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

会社の国籍 (二・完)

——アメリカの国際投資を中心として——

桜井雅夫

会社の国籍 (2・完)

- 一 問題の所在
- 二 会社の国籍決定基準の変遷
 - 1 一般
 - 2 アメリカ
 - 三 法人格と直接投資
 - 1 アメリカ
 - (1) 外国直接投資
 - (2) 子会社・関連会社
 - (3) 子会社と支配主義
 - 2 日本
 - (1) 対外直接投資
 - (2) 対内直接投資
 - (3) 直接投資と支配主義
 - 3 国際機関
 - (1) IMFにおける直接投資
 - (2) OECDにおける直接投資
 - 四 対外直接投資
 - 1 国内法
 - (1) アメリカ人
 - (a) 輸出管理法における "U.S. person"
 - (b) 海外民間投資公社法における "eligible investor"
 - (c) 対外援助法におけるアメリカ系会社
 - (2) 内国歳入法典における "controlled foreign corporation"
 - (3) 反トラスト法における "enterprise entity"
 - 2 リステートメント——対外関係法
 - 3 国際法
 - (1) 投資保証協定
 - (2) 友好通商航海条約
 - (3) 投資奨励保護協定

(4) 租税条約……………以上前号
対内直接投資……………以下本号

五 国内法

1 国内法

(1) 国産品使用義務法案

(2) 税法

2 リステートメント

(1) 対外関係法

(2) 抵触法

3 国際法

(1) 友好通商航海条約

(2) 投資奨励保護協定

(3) 租税条約

六 設立準拠法主義と支配主義

1 支配企業の国籍

2 リーディング・ケース

(1) アメリカ住友商事事件

(2) アメリカ伊藤忠商事事件

(3) 子会社の通商条約上の権利

(4) 通商条約の交渉経緯

(5) 判決に対する評価

七 支配主義の意義

1 会社ヴェール

2 支配の検証

(1) 株式の所有

(2) 主たる事務所

(3) 経営組織・生産・技術等の支配

八 結論と若干の私見

五 対内直接投資

アメリカは、対内直接投資を相互主義に基づいて対外直接投資と同じように取り扱うとしながらも、現実には対外直接投資の場合と異なり会社の従属法の決定には依然として設立準拠法主義を採っているように思われる。以下にその若干の例を示すこととする。

1 国内法

(1) 国産品使用義務法案

国内における日本の自動車製造会社の事業活動に脅威を感じるアメリカでは、自動車部品の使用を自動車会社に義

務づけるための法案「自動車産品公正價行法——下院法案第一二三四号」が提出された⁽¹⁾。この場合の会社はあくまでもアメリカで設立されアメリカで製造・販売等を行う会社を対象としていることとしているが、真の意図は Japanese-owned の会社を管理するところにある。つまり、アメリカは、対外直接投資では従属法の決定に支配主義的なものを探り入れながら、自国への直接投資ではあくまでも設立準拠法主義を貫いているのである。

対外投資では相手国に T R I M (本稿四三⁽³⁾) の排除を求めているなかで、この法案の意図する国産品使用義務は T R I M であり、明らかにガット三条、一条四項に違反し、さらに日米通商条約一六条に違反するものである⁽²⁾。

(2) 税法——ユニタリー・タックス

外国に基地を有する多国籍会社に対して州がユニタリー・タックス (unitary tax: 合算税ともいわれる。) を課することは、通商条約上は無効であるかもしれない。シェル石油は、カリフォルニア州に有する子会社に対する同州のユニタリー・タックスに対して訴訟を起こした⁽³⁾。この挑戦は、一部はアメリカとオランダとの間の通商条約に基づいて行われたものであるが、単なる株主としての在外持株会社・親会社はアメリカ国内子会社に対する課税問題に関して連邦裁判所に訴えを提起することは不可能であるため、通商条約に基づくユニタリー・タックスの有効性については未だに検証されていない⁽⁵⁾。

さらに、アメリカ国内の子会社はいかなる法廷にも通商条約上の請求を行うことを禁じられている⁽⁶⁾。

シェル石油事件では、通商条約が外国の親会社に対してかれらの子会社に対する重税に不服申立てで挑戦する独立の権利を与えているか否かという点に関して、以下の二つの事が疑問となる⁽⁷⁾。第一に、地方裁判所は、シェル石油事件においては、アメリカ住友商事事件(後出)に対する最高裁判所の判決に依拠して、通商条約が外国会社に対して保障しているのは国内企業に与えられている待遇のみであるということを示している⁽⁸⁾。このためシェル石油事件判決は、「(外国人)株主に部分的でなく所有されている(持株)会社はかかる出訴権を有しない」がゆえに、通商条約が外

国の親会社に原告の資格を与えているとは正当に解し得ないと判示したといふことである⁽⁹⁾。第二に、裁判所は、課税不服申立て法(Tax Injunction Act)⁽¹⁰⁾に示された諸政策に照らして解釈し、外国の親会社に資格を与えることを拒否する理論的根拠として連邦管轄権を制限する本法の「有益な目的」(salutary purpose)を利用したといふことである⁽¹¹⁾。

- (一) "Fair Practices in Automotive Products Act". 129 Cong. Reg. H290 (daily ed. Feb. 2, 1983) の法案は、八二年に提出された立法案五十三号の修正案の様である。128 Cong. Reg. H9909 (daily ed. Dec. 15, 1982).
- (二) Naegle LaDawn, "Domestic content requirements; a legal and economic analysis of proposed U. S. legislation and foreign content laws," *The George Washington journal of international law and economics*, Vol. 17, no. 2, 1983, p. 407, 430, 432-35.
- (三) Shell Petroleum, N. V. v. Graves, 570 F. Supp 58, 59-60 (N. D. Cal.), *aff'd*, 709 F. 2d 593 (9th Cir.), *cert. denied*, 104 S. Ct. 537 (1983).
- (四) Treaty of Friendship, Commerce, and Navigation, March 27, 1956, United States-Netherlands, 8 U.S.T. 2043, T. I. A. S. No. 3942.
- (五) Shell case. だが、次の判例を参照。Capitol Industries-EMI v. Bennett, 681 F. 2d 1107, 1119 (9th Cir.) (「もしも単なる株主だからが株式を保有する会社に対して違法な課税に関して国の救済を求める立場にならんと判示されたら、」*cert. denied*, 455 U.S. 943 (1982); 次を参照。18 C. J. S. Corporations § 559 (1939 & 1983) (株主が「かれらが株式を保有する会社が受けた不当な措置に関してその救済を求めることを禁じる法令について叙述したもの」)
- (六) *Avagliano v. Sumitomo Shoji(America), Inc.*, 457 U.S. 176, 188 (1983).
- (七) "Standing under commercial treaties; foreign holding companies and the unitary tax," *Harvard law review*, Vol. 97, no. 8, June 1984, p. 1903-04.
- (八) *Shell Petroleum*, 570 F. Supp. at 65.
- (九) *Ibid.*
- (十) 28 U. S. C. § 1341 (1982).
- (十一) *Shell Petroleum*, 570 F. Supp. at 61.

2 リステートメント

(1) 対外関係法

Restatement of the law, second, foreign relations law of the United States の二七条によれば、法人又はその他民間の法的構成体は国籍を付与する国の国籍を有するとされている。これは、明らかに会社の従属法が設立準拠法に基づくものであることを示している。(改定版の暫定ドラフトに関しては、本稿四二参照)

(2) 抵触法

Restatement of the law, second, conflict of law 2d 二九六条及び二九七条によれば、法人格が付与されるためには付与国の要件に従うことになり、またある州による法人格付与は、他の州によって(外国法人として)認許されることになる。

これも、アメリカにおける会社設立の準拠法が設立準拠法主義に基づいていることを裏付けるものである。

3 国際法

(1) 友好通商航海条約

先述のとおり、日米条約の場合は会社の準拠法を設立準拠法主義に求めているが、アメリカは自国の対外直接投資のときには会社の準拠法に支配主義的なものを取り入れようとしている。そうであれば、日本会社が全額出資のアメリカ法人においては支配権は実質的に日本会社の側にあるのであるから会社の諸活動に関してアメリカの管理を免れさせてもよいのではないかということが問題になる。

この問題に関するリーディング・ケースは、アメリカ住友商事事件とアメリカ伊藤忠商事事件である。⁽¹⁾この事件に

関しては、本稿六で詳述する。

(2) 投資奨励保護協定

先述のとおり、この種の協定は相互主義に基づくものであり、基本的には対外直接投資の場合と同じことになる。付言すれば、もしこの種の協定が後出のアメリカ住友商事事件とアメリカ伊藤忠商事事件の前に日米間で発効していたならば、判決は被告側に有利なものとなっていたであろう。

(3) 租税条約

前節で触れたように、課税という会社の外部関係の準拠法については、折半出資の国際合弁会社の場合には問題なしとしない。例えば、投資受入れ国たるアメリカにおいて国際合弁会社たるアメリカ会社でアメリカ国民が外国人投資家との間で五〇パーセントずつの議決権株式を所有している場合には、当該合弁会社は内国歳入法典上いかなる存在であるかという問題が生じる。内国歳入法典のサブパートFでは、アメリカ側が五一パーセント以上議決権株式を所有していると、その国際合弁会社はアメリカ側が支配している会社とされ、課税の問題が生じる(本稿四一(2)参照)。ということ、アメリカ側の出資を五〇パーセントに押さえれば課税の問題が生じないのではないかということである。この点に関して、Garlock 事件における第二巡回裁判所の判決は、議決権付株式をアメリカ人納税者と外国人納税者とが所有していたとしても、構成体としてはアメリカ人納税義務者が実際の議決権を行使する「在外支配会社」(foreign controlled corporation)であるとしている⁽²⁾。また、Kraus 事件における第二巡回裁判所の判決は、アメリカ人納税義務者は外国人株主に議決権付株式の五〇パーセントを譲渡しても現実の議決権による支配を放棄したことにはならず、したがってその会社は「支配外国会社」(controlled foreign corporation)のままであるとしている⁽³⁾。ということは、均等出資であっても、アメリカ側の経営支配権に着目し、それが立証できればアメリカ当局はこれをアメリカ系会社とし、アメリカ人株主に徴税権を及ぼすのである。

- (1) *Avagliano v. Sunitomo Shoji America, Inc.* 473 F. Supp. 506 (S.D.N.Y.) *aff'd*, 638 F. 2d 552 (2d Cir. 1981), *vacated*, 457 U.S. 176 (1982); *Spies v. C. Itoh & Co. (America)* 469 F. Supp. 1 (S.D. Tex. 1979), *rev'd*, 643 F. 2d 353 (5th Cir. 1981), *vacated*, 457 U.S. 1128 (1982); 桜井雅夫「多国籍企業の法律問題」(前出) 一五二頁以下。
- (2) 本稿四一〇注14。McNulty, Franchise, "Employment rights of Japanese-American joint ventures in the United States under the U.S.-Japan treaty of friendship, commerce and navigation," *Law and policy in international business*, Vol. 16, no. 4, 1984, p. 1237-38.
- (3) 本稿四一〇注14。

六 設立準拠法主義と支配主義

1 支配企業の国籍

或る国の会社が他の国の会社法に基づいて全額出資で会社を設立し経営支配権をも取得している場合——典型的な「支配企業」(controlled enterprise)——においては、当該親会社の立場からは完全な子会社であると考えて支店と同様に考えることが多い。しかしながら、投資受入れ国の立場からは会社設立の準拠法がその国の会社法であり法人格はその国が付与したものであるということにならう。さらに、投資受入れ国としては、たとえ支店であっても、会社の内部関係、外部関係に関する準拠法及び抵触法外の問題では必ずしも投資受入れ国の法に従わなくてもよいということはないとの主張を行うかもしれない。

この種の問題が最も顕著に争われたのは、アメリカ住友商事とアメリカ伊藤忠商事の事件である。⁽¹⁾ 両社は、ともにニューヨークで法人格を付与された住友商事、伊藤忠商事全額出資の子会社である。アメリカ住友商事事件においては、当社が管理職に男性のみそれもまた殆ど日本人のみを配置し、国籍及び性の差別を行ったということで現地女性

従業員(秘書)らがニューヨーク南部連邦地方裁判所に訴訟を起こした(七六年に雇用機会均等委員会に苦情申立て、七七年にニューヨーク連邦地裁に移され、八四年に集団訴訟となる)。他方、アメリカ伊藤忠商事事件においては、原告が男性従業員であり国籍差別のみを問題としてテキサス南部連邦地方裁判所に集団訴訟を起こした。⁽²⁾

これらの事件は、アメリカの公民権法(1964 Civil Rights Act) VII篇、いわゆるタイトル・セブンの関連条文と日米通商条約の雇用者選択(empolymers choice)条項がどのような関係に立つか、また日本側が全額出資し且つ日本側が経営支配するアメリカ法人は実質的に日本人と認められないかという問題を争ったきわめて重要なものである。⁽³⁾

タイトル・セブンの関連条文は、次のように規定する。すなわち、

「雇用者が、(1)個人の種、皮膚の色、宗教、性、出身地を理由に、かかる個人を雇用し若しくは解雇することを怠り若しくは拒否し又は雇用に対する補償、条件若しくは恩典に関して個人を差別することは違法な雇用である……」⁽⁴⁾

日米通商条約八条は雇用選択条項であり、次のように規定する。すなわち、

「1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己が選んだ……高級職員(executive personnel)……を用いることを許される。」

同条約二二条は、会社の国籍に関して次のように規定する。すなわち、

「3 いずれか一方の締約国の領域内で関係法令に基いて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ……」

(1) 本稿五三注¹。

(2) 集団訴訟においては、原告の数が多く場合であって勝訴したときは総計賠償額を多く見込めるから、弁護士は事件を発掘し“Law business”を展開する。したがって、原告らは事実上訴訟費用等を殆ど負担せずに遂行することも多い。とくに、公民権法のタイトル・セブンにおいて原告が勝訴したときは、弁護士費用は被告の負担となる旨規定されている。42 U.S.C. §§ 2000e-5(k) (1976)。

(3) この二つの訴訟は、アメリカ住友商事が一九八七年、アメリカ伊藤忠商事が八六年、それぞれ和解で終結させた。ちなみ

に、アメリカ住友商事事件の和解の内容は、およそ次のようなものといわれている。①同社は、管理職及び販売担当に占める女性の割合を今後三年間に二二・二五パーセントに引き上げる、②同社は、その費用で日本への派遣を含む女性の訓練を含む訓練プログラムを支援する、③同社は、一三人の原告への示談金、女性従業員の能力向上のための費用などとして二八〇万ドル(約四億円相当)を支出する。

(4) U.S.C. §§ 2000e-2000e-17 (1982).

2 リーディング・ケース

(1) アメリカ住友商事事件

アメリカ住友商事 (Sumitomo Shoji America, Inc. 以下「アメリカ住商」という。)事件においては、女性従業員らが、同社における管理職のポジションに日本人男性のみを雇用していると訴えている。一九七六年現在、同社における役員と管理職の総数三一人が男性で、うち二八人が日本人であり、女性従業員は専門職と事務職のポジションを与えられているだけであった。さらに、販売担当にも女性従業員を配属しなかった。⁽¹⁾

この事件において親会社たる住友商事の在米子会社たるアメリカ住商が主張するところは、親会社たる住商の属する日本国が当事者たる通商条約の雇用者選択条項は、公民権法が課する義務を免除されるということ、仮に通商条約の直接的保護が現地設立のアメリカ法人であるがゆえに自らに及ばないとしても、親会社が有する条約上の権利ゆえに自らに派生的保護が及ぶということである。他方、被用者側の主張するところは、外国会社とその在米日系企業でも争わ利はとも被用者の公民権に従うものであるということである。同じような主張はかつて他の在米日系企業でも争われたことがある。⁽²⁾

第一審裁判所は、アメリカ住商側の右の主張を認めなかった。その理由は、条約二二条のうえで同社がアメリカの会社であるために条約八条一項に基づく保護を受けられないということにあった。⁽³⁾ 同社による控訴に対して第二巡回

連邦裁判所は、論理不明快な形で第一審の判決を支持した。すなわち、同社はアメリカの会社ではあるが条約八条の保護を受け、ただし公民権法タイトル・セブンの責任は免れないというものである。⁽⁴⁾ この判決に対して両当事者が上告した。

最高裁は、条約八条一項が規定する権利を援用する権限を有しているか否かという点に関しては第二巡回裁判所の判決を取り消した。そして、条約二二条のもとでは法人格を付与した場所が会社の国籍を決定すると判示した。結局、同社が被用者からの差別クレームに対抗することが不可能であるとの結論をくだした。⁽⁵⁾ しかしながら、最高裁は、専ら会社の国籍問題に焦点を当てており、この事件から生じている他の重要問題に言及することがなかった。

その最も重要な争点は、(1)外国人所有のアメリカ子会社は親会社と条約上の権利を援用できるのか、(2)親会社の通商条約上の権利は公民権法タイトル・セブンのもとでの責務を免れるのか、ということである。⁽⁶⁾

(2) アメリカ伊藤忠商事事件

アメリカ伊藤忠商事 (C. Itoh & Co. (America). 以下「アメリカ伊藤忠」という。) 事件においては、男性従業員らが、同社における管理職のポジションに日本人のみを雇用するのは公民権法タイトル・セブんに違反するものであると訴えている。

この事件において親会社たる伊藤忠商事の子会社たるアメリカ伊藤忠は、日米通商条約の規定によって支配企業もタイトル・セブンの適用を免除されるはずであるとして公訴棄却を請求した。これに対し、テキサス州南部連邦地方裁は、前出アメリカ住商事件と同じくアメリカ伊藤忠もアメリカ法人であるとして、アメリカ伊藤忠の請求を却下した。⁽⁷⁾ これに対して、第五巡回連邦裁判所は一審判決を破棄し、公訴を棄却するよう説示してテキサス地方裁に差し戻した。⁽⁸⁾ この巡回裁判所の判事三人のうち二人は、支配企業も条約八条一項の保護を受けられると判示している点は注目に値するが、他の一人の判事は、条約の文言その他関連文書からみて、支配企業は日本の会社とみなし得ないとし

た。このあと、最高裁は、その判決に対して右のアメリカ住商事件での最高裁判決に照らして判示するよう第五巡回裁判所に差し戻したのである。

- (一) Brief for Respondents at 3, *Sunitomo Shoji America, Inc.* 457 U.S. 176 (1982).
- (二) アメリカ・キャンピング解雇された男性従業員が起した訴訟においては、日米通商条約によっては公民権法タイトル・ヤンクの責任を免れるものではないと判示された。 *Mattison v. Canon U.S.A., Inc.* 28 Fair Empl. Prac. Cas. (B.N.A.) 1685, 1686-87 (N.D. Ill. 1981); *Porto v. Canon U.S.A., Inc.* 28 Fair Empl. Prac. Cas. (B.N.A.) 1679, 1679-80 (N.D. Ill. 1981); 他国からの子会社における類似の事件で、ライセンスの子会社で解雇された男性従業員の訴えに対しては、アメリカライセンスとの通商条約の適用はなかつた。 *Matyahn・セブンを1定程度の適用がある旨の判示がなされた。* *Linskey v. Heidelberg E., Inc.*, 470 F. Supp. 1181, 1182-83 (E.D.N.Y. 1979). 28 Fair Empl. Prac. Cas. (B.N.A.) 1686 (E.D.N.Y. 1981).
- (三) 473 F. Supp. 506, 508 (S.D.N.Y. 1979).
- (四) 638 F. 2d 552, 554 (2d Cir. 1981).
- (五) 457 U.S. 176, 182 (1982).
- (六) Mellits, Bart I., "The rights of foreign corporation and its subsidiary under Title VII of the Civil Rights Act of 1964 and treaties of friendship, commerce, and navigation," *The George Washington journal of international law and economics*, Vol. 17, no. 3, 1983, p. 612-63.
- (七) 473 F. Supp. 1 (S.D. Tex. 1979).
- (八) 643 F. 2d 353, 363.
- (九) *Ibid.*
- (一〇) たんざい『FCN treaty: interpretation of certain provisions (条約交渉の最中た当時のD・マシソン国務長官から送られた報告書)』。

3 子会社の条約上の権利

日米通商条約は、それぞれの構成体を条約の規定の中で個々に認めて付与する権利に差を設けている。同条約が認めている構成体は、(1)いずれか一方の締約国国民 (nationals)、(2)いずれか一方の締約国の会社 (companies)、及び(3)いずれか一方の締約国の国民又は会社によって支配されている企業 (controlled enterprises 以下、「支配企業」という。)の三つである。支配企業に対して特に権利を付与している規定は、条約中に四つあり、他の規定は専ら国民と会社に対して付与するものである。⁽²⁾

七条一項は、外国系子会社すなわち支配企業に対して、内国会社の子会社に与えられた待遇と同等の待遇を与えて
いるが、この権利は「内国子会社待遇」(national subsidiary treatment) と呼ばれている。⁽³⁾

雇業者選択条項たる八条一項は、内国民子会社に対してのみその選択権を付与しており、支配企業に対しては何ら
言及していない。この点は、アメリカが締結している他の通商条約においても同様である。⁽⁴⁾

(1) 六条四項、七条一、四項及び一六条二項。六条四項は、次のように規定する。

「……いずれか一方の締約国の国民又は会社が実質的な利益 (substantial interest) を有する企業 (傍線筆者) は、他方の締約国の領域内において、私有企業を公有に移し、又は公の管理の下に置くことに關するすべての事項について、内国民待遇及び最惠国待遇よりも不利でない待遇を与えられる。」

七条一項は、次のように規定する。

「……当該国民又は会社が支配する企業は、個人所有の形式であると、会社の形式であるとを問わず、その事業の遂行に關連するすべての事項について、当該他方の締約国の国民又は会社が支配する同様の企業が与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。」(なお、日本語正文で「個人所有」となっている箇所は、英語正文では "individual proprietorship" であり、強いて日本法に照らせば「組合」が正しく、したがって、「組合の形式であると、会社の形式であると、その他形式であるとを問わず」となるべきである。)

七条四項は、次のように規定する。

「各締約国の国民及び会社並びに当該国民又は会社が支配する企業は、本条に規定する事項については、いかなる場合にも、最恵国待遇を与えられる。」

一六条二項は、次のような表現を含んでいる。

「……いづれか一方の締約国の国民若しくは会社の支配する他方の締約国の会社が当該他方の締約国の領域内で生産する物品は、……」¹⁾

(2) 四条一、二項、五条一、二、三、四項、七条一、四項、八条一、三項、九条一、二、三、四項、一〇条、一一条一、三、二条一項、一四條五項、一五條二、一六條二項。

(3) この用語は、アメリカ伊藤忠事件における反対意見のなかで、リーヴレイ (Beavley) 判事をはじめで使用したものであり²⁾ 543 F. 2d 353, 365, vacated, 457 U.S. 1128 (1982)。

(4) Mellits, *op. cit.*, p. 615.

4 通商条約の交渉経緯

アメリカが一般に締結してきた通商条約の交渉経緯からみると、外国人所有の国内子会社はその在外親会社の条約上の権利を援用することはできないようである。交渉文書とその後、の國務省解釈から明らか¹⁾なことは、条約起草者が親会社と子会社とを全く別個の構成体として扱うことを意図していたことである。日米通商条約の交渉経緯のなかで、支配会社が八条の雇用者選択権を行使できるか否かについての論議は不明である。

その後の國務省の解釈によれば、条約交渉者らが支配会社に対しては別個の取扱いを行おうとしていたことがわかる。²⁾日本の外務省もこの解釈に同調し、次のような回答を外交文書の形式で一九八二年にアメリカ政府に送達している。

「本条約の目的上、いづれか一方の締約国の領域内で適用法規に基づいて組織された会社は、この国の会社とみなされ、したが

って、ニューヨーク法に基づいて法人格を付与された日本の会社の子会社は、アメリカで操業するときは、八条一項によってカバーされるものではない⁽³⁾。」

キッシンジャー國務長官は、この問題に関連して、アメリカ人所有の日本で法人格を付与される会社は二二条三項のもとで日本の会社であったとしても、この条約によって支配企業に付与される特定の諸権利はなお有しているとの見解を述べている点は注目に値すると考へる⁽⁴⁾。

- (1) Mellits, *op. cit.*, p. 619 notes 65-85.
- (2) Letter from James R. Atwood, Deputy Legal Advisor, U. S. State Dept., to Lutz Alexander Praeger, Esq., Assistant General Counsel, Equal Employment Opportunity Commission (Sept. 11, 1979), reprinted in *American journal of international law*, Vol. 74, 1980, p. 158.
- (3) State Dept. Cable No. 026440 (一九八二年二月二六日に在東京アメリカ大使館からワシントン・D・Cのジョージ・シムルツ (G. Schultz) 國務長官宛てたもの)。なお、これはアメリカ最高裁規則三六条に基づいて *Amicus curiae* として提出された。
- (4) Airgram No. A-105 (一九七六年一月九日にキッシンジャー國務長官から在東京アメリカ大使館宛てたもの)。

5 判決に対する評価

アメリカ連邦最高裁は、アメリカ住商事件においては条約八条の雇用者選択権の援用を認めなかつた⁽¹⁾。そして、子会社はアメリカ法によって法人格を付与されたということによってのみアメリカの会社となるという最高裁の判示⁽²⁾に基づいて、支配企業が条約のもとで地位を有するという巡回裁判所の見解を破棄した⁽³⁾。さらに最高裁は、アメリカ伊藤忠事件においては、このアメリカ住商事件判決に照らして判示するよう巡回裁判所に差し戻している。

次に、会社の国籍に関しては、二つのテストが検討された。第一は、アメリカ住商事件において巡回裁判所がとったアプローチである。ここでは、「アメリカ住商は、日本の会社が全額所有する子会社であり、本条約の実体的規定

採用の目的上はまさしく日本の会社として分類される。」と判示されている。⁽⁸⁾そして、条約八条一項を援用し得るかは、法人格を付与された場所に依るのではなく、むしろ支配力を有する株主の国籍に大きな力点を置いた「関連諸事実のケースごとの分析に」依るといふものである。「関連諸事実」が何を指すものであるかは、興味深いところである。

第二は、最高裁がとったアプローチで、いわゆる法人格付与国テストである。最高裁は条約二二条三項の文言をこのテストの使用の委任であると解釈している。⁽⁹⁾巡回裁判所の意見では、「この条項は、法的構成体としての地位を認許 (recognize) する目的で会社の国籍を定義したものであって、この条約の随所で付与された実体的権利を制限する目的ではない」ということになる。この意見は、会社設立の準拠法と会社の準拠法とを明確に区別している点で注目値する。この点に関して先述の *Restatement of the law, second, conflict of laws 2d* 二九七条に付せられた註解でも、認許 (recognition) と事業活動の許可とはべつであるとされている。⁽¹⁰⁾

次に、全額外国人出資の子会社は、現地設立のアメリカ法人であるがゆえに、条約の直接的保護を自らが受けられないとしても、親会社は条約上の権利を有しているがゆえに派生的保護を得られるのではないかと主張したのに対して、最高裁はその判断を留保している。しかしながら、最高裁は、アメリカ住商事件に対する意見の最後の脚注において、アメリカで法人格を付与された子会社も日本の親会社の条約八条一項の権利を援用することができると可能性があることを示唆している。⁽¹¹⁾したがって、アメリカで法人格を付与された日米合弁事業は、条約八条一項の援用を直接に享受することはできないかもしれないが、それでも親会社の八条一項の権利を主張することは可能かもしれない。⁽¹²⁾

支配会社が今後最終的に条約上の保護を受けられなくなったとすれば、すなわち支配企業といえどもアメリカ会社であるということになれば、次は在日米系支配企業の取扱いに関して日米両国政府の態度が微妙になる。アメリカ政府の立場からは、日本政府が外国為替管理法を中心に日本人所有の日本会社とアメリカ人所有の日本会社を区別し後

者を規制の対象とする基本的枠組に異議を唱え、あくまでも後者に対して内国民待遇を与えるよう求めるであろう。⁽⁹⁾

しかし、日本政府としてはこれに少なからず抵抗するであろう。また仮に、支配企業たるアメリカ住商が日本会社に準じた扱いを得られるならば、在日米系支配企業は日本会社に準じた存在となり、日本政府が当該支配企業を規制しやすくするであろう。事実、前出のキンシンジャー国務長官の対駐日大使館宛エグラムにおいても、長官は在日支配企業が特定の権利をなお有するとの立場をとっている。

第五巡回裁判所と第二巡回裁判所の導き出した結論は、リトムスキーとジャービスによれば、あくまでも外国からの投資を保護し、今後の投資家のために投資環境を一層魅力あるものにするのであった。⁽¹⁰⁾

最高裁の判決は、日系企業に不利な内容であったものの、訴訟の入口ともいえるべき一争点に関する判断にすぎない。とはいえ、アメリカ司法府が、国際ビジネスの現実に直面して特に支配企業の取扱いをめぐる苦慮していることは事実である。⁽¹¹⁾ つまり、「所有と支配」(ownership and control)からみて、全額日本側出資で経営組織(役員、取締役等)も日本側が押さえているような場合に、当該支配企業を単に国籍を異にするだけで全くの別会社とみることが現実の国際ビジネスにそぐわない。このような問題は、バルセロナ・トラクション (Barcelona Traction, Light and Power, Ltd.)⁽¹²⁾ 事件においても同様である。結局、アメリカ司法府としては、公民権法タイトル・セブンにおける雇用差別の排除という目的に合わせるために、このような会社の国籍処理を行ったものと思われる。⁽¹³⁾

- (1) 457 U. S. at 182-83.
- (2) *Ibid.*
- (3) 683 F. 2d 552, 555-56 (2d Cir. 1981).
- (4) *Ibid.* 557-58; Mellits, *op. cit.*, p. 626, n. 120.
- (5) 457 U. S. at 182.
- (6) 認許に一般的抽象的な意味で事業活動の許可を含める立場については、例えば、山田鏡一、前掲書、二一六頁。石黒一憲

『国際私法』有斐閣、一九八四年、二四四―四五頁。

(7) 457 U.S. at 198 n. 19.

(8) McNulty, *op. cit.*, p. 1237-38.

(9) Young, Michael 「米国住友商事事件判決についての覚え書 ―やや異なった視覚から―」『国際商事法務』一一巻五号、一九八三年、三〇九頁。

(10) Rikonsky, Barbara A., and Robert M. Jarvis, "Doing business in America: the unfinished work of Sumitomo Shoji America, Inc. v. Avagliano," *Harvard international law journal*, Vol. 27, no. 1, Winter 1986, p. 225.

(11) 加藤雅信・Christopher T. Lutz, 「日本企業のアメリカ進出と雇用差別 ―近時の米最高裁判決(米国住友商事・米国伊藤忠事件)をめぐる―」『国際商事法務』一一巻五号、一九八三年、三〇四頁。

(12) ICJ Rep. 1964, p. 6-47; Rep. 1970, p. 4-51. 関係論文のリストは、次の論文に収録。桜井雅夫「海外子会社による再投資の法律問題」(前出)、一一六頁。

(13) 同様な見方は、次の論文にも示されている。筒井若水「海外進出企業と通商条約」『国際問題』二四〇号、一九八〇年三月、八五頁。

七 支配主義の意義

1 会社ヴェール

以上みてきたところから、日米間では会社の国籍の決定基準として一律に設立準拠法主義を採ることは若干の問題があることが判明した。そもそも、国際合弁事業への参加というのは、資金と人、物、技術の移動を伴うものである。証券投資の場合には、一般に投資家は利殖に関心をもつが会社経営には関心をもちたない。ところが、合弁事業の形態での対外直接投資の場合には、投資家が合弁事業の問題に活発に参加してくることをまず想定してよい。⁽¹⁾し

たがって、国際合弁事業は少なくとも二つの国籍を基に二重のアイデンティティを有することになる。そうした会社を単に法人格付与国（設立地）であるというだけで或る国又は他の国の国民と呼べば、この二重性は無視されてしまう。⁽²⁾ これまでの通商条約の交渉経緯をみれば、国際合弁事業に対してこれまでと異なった国籍テストを創出することは大きな意義をもつ。⁽³⁾ 通商条約は、外国人の事業に対する投資受入れ国による差別を除去し、その事業を国内事業と同様に取り扱い、それによって国内の企業と外国からの企業との間に「競争的平等」(competitive equality)を確立することを目的として締結されたものである。⁽⁴⁾ そのような目的からすれば、設立準拠法主義で会社の国籍を決定するということには大きな疑問が生じるのである。以下は、マクナルティが提案している新しい国籍テストの方式を検討したものである。⁽⁵⁾

ここで新しい国籍テストを提起し得るとすれば、国際合弁事業の業務と法的性格を構成する基礎的要素を検証するために、会社ヴェール (corporate veil) の除払 (lifting) という作業を伴う。会社ヴェールの除払ということは、ヴェールの看破 (piercing) とは区別しなければならない。前者は、親会社と子会社の支配関係を検討する場合に使用され、後者は、子会社の違法行為に責めを負う親会社に対して裁判所が判決を下す場合に欺罔その他の違法行為について検討する場合に使用される。⁽⁶⁾ さて、アメリカの場合、会社の法的骨組みを不当に黙認することが重要な国益を損なうことになる⁽⁷⁾と認めるときは、裁判所が国際的な脈絡の中で会社ヴェールを除払している。アメリカにおける雇用無差別の原則は、マクナルティによれば、アメリカにおける日米合弁事業の場合に保護されるべき重要な国益である。⁽⁷⁾ とすれば、或る在米合弁事業が、単に日本で法人格を付与されたということだけで日本側に有利な雇用慣行を確保できるような立場におくことはできなくなる。勿論、他の合弁事業が、単にアメリカで法人格を付与されたということだけで通商条約を援用する権利を拒否されてはならないはずである。日本における法人格付与ということと前者の合弁事業に特別の権利を与えれば、後者の合弁事業のアメリカ側パートナーやべつの合弁事業に携わるほかのアメリカ

企業に対して不公正な競争優位を与えてしまうことになる。したがって、当該事業が基本的に日本のものでありしたがって通商条約八条一項を援用する資格を有するか否かということを決定するためには、会社ヴェールを払脱し、日本の親会社とその関連会社との間の支配関係を検証しなければならぬ⁽⁶⁹⁾。

- (1) Liebman, *op. cit.*, p. 341, 342-43; McNulty, *op. cit.*, p. 1242.
- (2) McNulty, *op. cit.*, p. 1242.
- (3) Walker, "Modern treaties of friendship, commerce and navigation," *Minnesota law review*, Vol. 42, 1958, p. 805.
- (4) Mellits, B. I., *op. cit.*, p. 607, 627-28.
- (5) McNulty, *op. cit.* (本稿中(6)并(7)), p. 1242-48.
- (6) Griffin, "The power of host countries over the multinational; lifting the veil in the European Economic Community and the United States," *Law and policy in international business*, Vol. 6, 1974, p. 375, 383 n. 44.
- (7) 重要な国益として最も典型的なもの、国家安全保障と徴税である。
 The Cuban Assets Control Regulations, 31 C.F.R. § 515 (1984) は、国家安全保障上の目的で会社ヴェールを払脱する好例を定めよう。諸規則は、アメリカの管轄権に従う者によるキープ・との取引を禁止するために一九六三年に公布された。Thompson, Robert B., "United States jurisdiction over foreign subsidiaries; corporate and international law aspects," *Law and policy in international business*, Vol. 15, 1983, p. 319, 328. 外国にあるアメリカ支配の企業は、特定のカナダのキープ・との取引に携わるためのライセンスを取得することを認められている。ただし、受入れ国がキープ・との取引を要求し又は賛成していることを条件としている。31 C.F.R. § 515. 559(e) (1984); Thompson, *ibid.*, p. 329. とはいえ、アメリカの親会社又はその役員 (officer) はその取引には参加するべきことを認めよう。31 C.F.R. § 515. 559(a) (1978); Thompson, *ibid.*, p. 332. 明らかに、親会社を巻き込んでいなくても、子会社は意思決定又は幹部要員の点でアメリカの親会社から独立して「いたるべき」ライセンス発給を拒否される。31 C.F.R. § 515. 559(e) (1984); Thompson, *ibid.*, p. 333. このように、この規則は、親会社が維持する支配の範囲を検証するために子会社のヴェールの奥にあるものを見ようとしているわけである。
- (8) Kronstein, *op. cit.*, p. 983, 988-89.

2 支配の検証

先にヴァーツの見解を示したように（本稿⁽¹⁾）、支配度テストは会社の国籍のテストとしては最も流動的なものである。⁽²⁾ 国際合併事業の目的は、通常各パートナーが発言権を有し有限の活動の中で協力していることであるから、支配の関係の検証にはかなりの錯雑性が伴うものである。国際合併事業の一方のパートナーが大きな株式所有、技術に対する支配、取締役会での大きな代表権等を理由に他方のパートナーを抑え込めるかもしれないが、それでも支配する親会社は合併事業それ自体を支配しないかもしれない。しかし、支配テストのもとでは、支配する会社が合併事業を実際に支配するのであれば、そのときにのみ支配する親会社の国籍を合併事業に帰属せしめても差しつかえないのではないか、というのがマクナルティの主張である。そのような場合には、ふたつの検証が必要であるとしている。すなわち、

— だがが支配的パートナーであるか、

— 支配する親会社が当該合併事業に対して実際の支配権を行使するのか。

合併事業の国籍がその親会社の国籍に関わりなく決定されるべき場合には、いずれのパートナーも当該合併事業を支配しないということもあり得ることは当然である。

(1) 株式の所有

支配テストを最も量的に証明するものは、株式の所有である。この場合の株式所有は、議決権付株式の所有比率を意味する。株式所有が必ずしも支配に比例しているという⁽³⁾ことはないが、一応、合併事業者が殆ど均等の交渉力を有する場合にはそれは支配権の配分にはほぼ等しいものと推定することはできよう。したがって、マクナルティは、国際合併事業には支配的な株主の国籍を有するものと推定すべきであると主張する。

それでは、株式所有が五〇対五〇の比率になっている国際合併事業、例えばGMトヨタ(正しくは、New United Motor Manufacturing Industries、略称NUMMI)のケースでは、通商条約八条一項の目的上は、いずれの国の会社と推定されるべきであろうか。NUMMIは、カリフォルニア、フリーモント(Fremont)にある旧GM組立工場を基に、両社が折半出資で一九八四年に設立されたカリフォルニア州法人である。トヨタ側は当社の社長(president)のポストをとり、かれがCEO (Chief Executive Officer) とCOO (Chief Operating Officer) の双方を兼ねて基本的に工場管理の責任を負っている。また、トヨタ側は部品の約六〇パーセントを日本から供給している。⁽⁴⁾ この合併事業をカリフォルニアで法人格を付与されたという単純な理由でアメリカの会社であるとしてしまうのは、この会社における日本側の実質的権益を無視することになってしまう。さらに両当事者が日本で合併事業を設立し日本で法人格を付与されたという理由だけで日本国籍を与えられたとしたら、同じくそれは操業におけるアメリカ側の実質的権益を無視したことになってしまう。このように、合併事業における五〇パーセント所有のケースはデッドロックになる可能性があり、場合によっては会社の諸事項に対する支配を否定する形態になってしまうこともある。⁽⁵⁾

課税の分野でも均等出資に関するリーディング・ケースがあることは、先述のとおりである(本稿五⁽³⁾)。すなわち、議決権がアメリカ人納税者と外国人投資家によって均等に所有されていたとしても、構成体はアメリカ人納税者が実際の議決権を行使する「在外支配会社」であり、またアメリカ人納税者は議決権株式の五〇パーセントを譲渡しても実質的議決権を放棄したことはないならず、その法人は「支配外国会社」のままとされた。⁽⁶⁾

この先例を参考にすると、均等出資の国際合併事業の国籍は、通商条約八条一項との関係では、公民権法タイトル・セブン上の被用者救済という目的に推定の根拠を求めることができるかもしれない。元来、公民権法は救済的なものであり、法規解釈の規則はそれらの目標が最大限の範囲まで実現されるようにリベラルに解釈されるべきであると規定している。したがって、裁判所は、雇用差別から保護されるべき人と活動を決定する場合にリベラルであるべきで

あるとの見方が有力である。⁽⁷⁾ かくして、五〇対五〇の合弁事業は、自分の選択で外国人経営幹部を雇用する権利を有するとは推定され得ず、したがって、厳格に内国民待遇を与えられることになる。⁽⁸⁾

(2) 主たる事務所

右の株式所有度から国籍を推定することへの反駁を避けるためには、さらに当該合弁業の主たる事務所所在地の決定が伴ってくる。これは殆どの事業活動と日常 (day-to-day) の経営の決定が行われる場所がどこであるかで決定される。主たる事務所を確認するテストは、主として製造業に従事する法人の市民権を決定する際、さまざまな事例に対してアメリカの裁判所が一般に用いている。⁽⁹⁾ また、「中核センター」(nerve center) テストは、広範に互る法人及び数カ国で子会社を操業させている持株会社又は親会社……の主たる事務所を決定する場合によく用いられる。⁽¹⁰⁾ いずれにしても、日常の決定の殆どがいずれの親会社からも独立して合弁事業の側で行われるのであれば、当該合弁事業の国籍は、親会社の国籍に基づいて決定されることはあり得ず、むしろその主たる営業場所の所在地によって決定されることになる。他方、仮に日常の営業がその親会社のいずれかを通じて方向づけられるのであれば、当該合弁事業は明らかに当該親会社によって支配されているのであり、当該親会社の国籍を分かち合わなければならない。⁽¹¹⁾

(3) 経営組織・生産・技術等の支配

会社支配の総合的な証しとしてさらに考量される点は、①重要な技術乃至原材料に対する支配、②CEO (Chief Executive Officer、強いて訳せば代表取締役社長) の任命権の把握、③共同で生産する製品のデザイン及び生産に対する影響度、並びに④合弁契約書中の支配に関する規定などである。これらのファクターは、国籍決定のうえでウエイトづけが比較的低くなっている。裁判所でも、これらのファクターの優先位を抑える傾向がある。現実の国際ビジネスのうえで出資比率よりも重要な支配決定要因であるにも拘らず低いウエイトづけをされるのは、その重要度の決定に恣意的判断が入ったり客観的基準が見出し得ないからかもしれない。

折半出資の合併事業の場合には、設立に関する取決めの中で各パートナーの機能と責任が特定されるのが通常である。⁽¹²⁾ これらファクターのテストを先のGMトヨタの諸事実に適用すると、どのようなことになるであろうか。GMトヨタは、右にみたような出資比率からのテストではアメリカの国籍を有するとの類推がなされた。経営組織からみると、トヨタ側はCEOのポジションを獲得し、さらに原材料供給面からみると、トヨタ側は六〇パーセントを占めている。生産とデザインの面からみても、トヨタ側が大きな支配権を手に入れている。しかしながら、それだけでは通商条約八条一項の援用を正当化するには不十分かもしれない。かつて、連邦取引委員会は、GMトヨタの案件がクレイトン法 (Clayton Act) 七条と連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act) 五条違反ではないかとして、次のように主張したことがある。すなわち、「合併事業は、合併事業の正当な目的を達成するのに必要最低限の合理的な程度を超えて競争上重要な情報を伝達するために、合併事業の形態をとったり、GMとトヨタが関係をもったのだという責めに対して十分な防御措置をもっていない。⁽¹³⁾ こうした責めを免れるためには、GMとトヨタは、その提携が新規の特定製品に限定されたものであること、その提携が他の相互利益分野に波及するものでないこと、及び各パートナーが当該合併会社と有効な競争関係に立つものであることを立証しなければならない。そうすることが、GMトヨタの工場の毎日の操業と、したがって主たる事業所の中心がカリフォルニア、フリーモントにあることを示すことになる。以上のテストからすれば、GMトヨタに雇用問題が生じたとしても、通商条約八条一項の権利を援用する資格はなく、公民権法タイトル・セブンの要件を充たすことが必要である。

では、この合併事業がトヨタ側の条約上のべつの諸権利を援用し得るか否かという問題に対して回答するためにこのテストを適用するとどうなるであろうか。間接的援用は、条約七条一項の「自己が設立し、又は取得した企業を支配し、及び経営すること……」に基づくと正当化されることになる可能性はない。しかしながら、そうすれば日本文法の会社に対しては、かれらが設立した企業を支配し経営する権利を与えることになる。しかし、世界第一位と

第三位の自動車メーカーとの合併会社という特殊な関係では、⁽¹⁴⁾ いずれのパートナーも、日常の工場操業を支配しようとするは、反トラスト問題に関しては自滅することになる。したがって、トヨタの通商条約上の権利を援用すること認めるのはかなり困難である。

- (1) Vagts, *op. cit.*
- (2) Liebman, *op. cit.*, p. 104, 344.
- (3) Joelson, and Griffin, "Multinational joint ventures and the U.S. antitrust laws," *Virginia journal of international law*, Vol. 15, 1975, p. 487, 528; Wallace, Cynthia D., *Legal control of the multinational enterprise*. The Hague, Martinus Nijhoff, 1982. p. 74; Vishny, Paul H., *Guide to international commerce law*. Colorado Springs, Colo.: Shepard's/McGraw-Hill, 1981. at §7.08-.02.
- (4) Proposed consent with analysis to aid public comment, 48 Fed. Reg. 57, 246, 57, 248 (1983).
- (5) Vishny, *op. cit.*, §7. 12.
- (6) 本稿H(6)注の参照。
- (7) Sands, C., *Statutes and statutory construction*. 4th ed. Chicago, Callaghan, 1972-75. §72. 05, at 392.
- (8) 「国民待遇」なる用語に関する論議は Walker, "Provisions on companies in United States commercial treaties," *American journal of international law*, Vol. 50, 1956, p. 373.
- (9) 松本浩吉, Kelley, v. United States Steel Corp., 284 F. 2d 850 (3rd Cir. 1960); 次文献を参照。Moore, J., H. Fink, D. Weckstein, and J. Wicker, *Moore's federal practice*. Vol. 1, 1984. 0.77 (3.-4), at 717.79-.80 & n. 8.
- (10) *Ibid.* at 0.77 (3.-2), at 717. 68.
- (11) 親会社に対するアメリカの裁判管轄権の域外適用については、松井雅夫「多国籍企業と法律問題」参照。
- (12) Ross, "The foreign joint venture corporation; some legal and business considerations," *Denver law journal*, Vol. 45, 1968, p. 4, 8.
- (13) *FTC proposed consent agreement with analysis to aid public comment*, 48 Fed. Reg. 57, 248. 11の11た責めに対抗して、GMトヨタとしては、合併事業の製品が各社が現在製造している製品と有効に競争するものではないと主張し、各社と

合併事業との間の接触が合併事業に直接関連する目的に厳しく限定するということを提示しなければならなかった。*Ibid.*, at 57, 247. 提示された FTC 指令は、GM とトヨタに対して、両社間又は合併事業との間で、現在及び将来のモデル・デザイン・製品のチェンジ、合併事業の販売見通し、又は合併事業に供給される GM 若しくはトヨタの製品の原価に関する非公開情報を交換したり討議することを禁止している。*Ibid.* さらに、同指令は、GM とトヨタに対して、GM、トヨタ、合併会社の二社間、三社間のすべての連絡に関する完全なファイルと記録を保持するよう要求している。*Ibid.* これらの要求は、合併事業が日常の経営において自立しているものであることを示唆しているのである。次の文献を参照。“Recent development,” *Harvard international law journal*, Vol. 25, 1984, p. 424.

(14) FTC proposed consent, at 57, 254-55. (バリー (Bailey) ミニマナーの反対意見)

八 結論と若干の私見

日米間の直接投資に限れば、アメリカの対外直接投資は日本にとって対内直接投資であり、アメリカへの対内直接投資は日本からの対外直接投資である。国際投資の実態がきわめて複雑になってきている今日、形式上のアメリカ企業は実質上のアメリカ企業であるか、また形式上の日本企業が実質上の日本企業であるかといったことの判断は、従来の抵触法の通説によっては不十分である。また、抵触法以外の問題の処理に関しても同様である。ひとまず、会社の国籍(法人格)に関するこれまでのアメリカの基本的な立場を整理すれば、次のとおりである。

アメリカにおいては、抵触法上は設立準拠法主義に依るといいうのが伝統的なアプローチである。しかし、会社の内部関係の準拠法に関しては、「最も重要な関係」に着目するアプローチ (“most significant relationship” approach) も有力である。外部関係に関しても、特に国際投資の分野ではどの原則が有力であるということもいえない。また、対外関係法上は、アメリカの特定の目的及び権益保護等のために(経営)支配主義と設立準拠法主義を併用している。アメリカでは、少なくとも対外・対内直接投資の脈絡のなかでは、会社の国籍を決定する場合に使用されるテストとして

は支配主義のほうが適していると判断していると思われる国内法が少なくない。このようなことを指摘することは、今回のリストートメント——対外関係法——の改定版ドラフトからも可能である。

同ドラフトは、会社設立の場合に一つの法人格を付与されることは認めているが、国際法上、例えば外国法人に対する損害の問題などを処理する場合には、法人格以外にもいくつかの重要な連結点が存在することを認めている。これは、多分に支配主義を支持したものである。

若干の私的見解を示せば、次のとおりである。すなわち、わが国としても、対外・対内直接投資に関する限り、国際合弁会社設立の準拠法は設立準拠法に依るとしても、会社の準拠法及び国際法上の問題に関しては、支配主義的なものを主力にできないかということである。この場合、法人格以外に重要 (significant) な連結点としては、次のようなものが考えられる。

主たる連結点としては、

- 出資（株式会社であれば、議決権付株式の所有比率）
 - 経営組織（特に、取締役、役員の国籍）
 - 主たる事務所の所在地
- 従たる連結点としては、（製造業であれば）
- 長期に亙る原材料の供給
 - 製品の売買
 - 重要製造技術の提供
 - その他。

この支配主義においては、主観的な判断が伴うことは避けられない。しかし、国際ビジネスから余りに遊離したテ

スト方法よりは説得力をもつのではないかと考える。

〔後記〕 本稿は、昭和六二年度国際私法学会第七六回大会における筆者の研究報告をまとめたものである。報告の機会を与えてくださった国際私法学会並びに報告に不可欠の資料をご提供くださった野村会員（阪大）及び会場でご助言いただいた澤木会員（立教大）、道垣内会員（東大）、歐会員（北海学園大）、本浪会員（関西大）、野村会員（阪大）、真砂会員（関西大）及び司会の労をとられた小原会員（神戸大）の皆様へ感謝の意を表したい。